

P F Iによる京都府府営住宅向日台団地整備事業（第1事業区）要求水準書（府営住宅整備編）に係る新旧対照表（令和4年10月14日修正）

修正前	修正後
<p>第4 府営住宅整備業務に関する要求水準</p> <p>4 既存住宅等の解体撤去に関する業務</p> <p>(3) 既存住宅等の解体撤去工事</p> <p>ア 施工管理</p> <p>(ケ) 使用重機は低騒音・低振動型を使用すること。また、建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。</p> <p>オ 保険の付保等</p> <p>(ア) 建設工事保険、組立保険、土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等に加入すること。</p> <p>(イ) 工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを速やかに府に提出すること。</p> <p>5 建替住宅等の整備に関する業務</p> <p>(3) 建替住宅等の建設工事</p> <p>ア 施工管理</p> <p>(ケ) 使用重機は低騒音・低振動型を使用すること。また、建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。</p>	<p>第4 府営住宅整備業務に関する要求水準</p> <p>4 既存住宅等の解体撤去に関する業務</p> <p>(3) 既存住宅等の解体撤去工事</p> <p>ア 施工管理</p> <p>(ケ) 使用重機は低騒音・低振動型を使用すること。<u>なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲（80m）及び地元関係上必要と認められる場合を除き、書面により府の承諾を受けた場合にはこの限りではない。</u>また、建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。</p> <p>オ 保険の付保等</p> <p>(ア) 建設工事保険、組立保険、土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等に加入すること。</p> <p>(イ) 工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを速やかに府に提出すること。</p> <p><u>(ウ) 工事实績情報サービス（コリンズ）に工事实績情報を登録すること。</u></p> <p>5 建替住宅等の整備に関する業務</p> <p>(3) 建替住宅等の建設工事</p> <p>ア 施工管理</p> <p>(ケ) 使用重機は低騒音・低振動型を使用すること。<u>なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲（80m）及び地元関係上必要と認められる場合を除き、書面により府の承諾を受けた場合にはこの限りではない。</u>また、建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。</p>

別紙3 施設設計要領

第2 建替住宅（エレベーター設備を含む。）

共用部分	(略)	
共用廊下	(略)	
・共用階段	・照明器具は各住戸前にLED製（一体型蛍光灯20W 1灯相当）を設置すること。 <u>自動点滅器とタイマーを組み合わせ、深夜時間帯に間引き点灯ができるように配慮し、消灯を行う住戸玄関上にナイトライトを設置すること。</u> (略)	

第4 電気設備

受電・幹線設備	住宅用幹線	・各住戸への配線は、単相3線式100/200Vとし、各住戸 <u>最大</u> 60Aまで対応できるものとする。 (略)
---------	-------	---

第5 機械設備

給水設備	屋外給水設備	(略) ・ <u>直結増圧方式を原則とし、それ以外は受水槽（加圧給水）方式とすること。</u> ・ <u>直結ブースターポンプは、屋外パッケージ型（2台・自動相互）とすること。</u> ・受水槽を設置する <u>場合</u> は、2槽式鋼板製一体型とすること。 (略)
------	--------	--

別紙6 化学物質の室内濃度測定方法

1 測定物質

測定	測定物質	<u>基準値</u>
(略)	(略)	(略)

別紙3 施設設計要領

第2 建替住宅（エレベーター設備を含む。）

共用部分	(略)	
共用廊下	(略)	
・共用階段	・照明器具は各住戸前にLED製（一体型蛍光灯20W 1灯相当）を設置すること。 (略)	

第4 電気設備

受電・幹線設備	住宅用幹線	・各住戸への配線は、単相3線式100/200Vとし、各住戸 <u>とも</u> 60Aまで対応できるものとする。 (略)
---------	-------	---

第5 機械設備

給水設備	屋外給水設備	(略) ・受水槽（加圧給水）方式とすること。 ・受水槽を設置する <u>際</u> は、2槽式鋼板製一体型とすること。 (略)
------	--------	--

別紙6 化学物質の室内濃度測定方法

1 測定物質

測定	測定物質	<u>指針値</u>
(略)	(略)	(略)

2 採取条件

- (1) 日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる箇所（室）において、採取を行うこと。

2 採取条件

- (1) 測定する住戸の全居室において、採取を行うこと。

P F Iによる京都府府営住宅向日台団地整備事業（第1事業区）要求水準書（入居者移転支援編）に係る新旧対照表（令和4年10月14日修正）

修正前	修正後
<p>第4 仮移転等支援業務</p> <p>2 業務内容</p> <p>(2) 向日台団地内の空住戸の補修</p> <p>オ 補修費用は、入札説明書で示すとおり、<u>住戸タイプに応じて</u>1戸当たり一律の金額とし、補修戸数の実績に応じた補修費用を府が事業者を支払うものであること。</p>	<p>第4 仮移転等支援業務</p> <p>2 業務内容</p> <p>(2) 向日台団地内の空住戸の補修</p> <p>オ 補修費用は、入札説明書で示すとおり、1戸当たり一律の金額とし、補修戸数の実績に応じた補修費用を府が事業者を支払うものであること。</p>

P F Iによる京都府府営住宅向日台団地整備事業（第1事業区）落札者決定基準に係る新旧対照表（令和4年10月14日修正）

修正前	修正後
<p>第3 第二次審査 3 第二次審査 (2) 事業提案書及び入札書の審査 ウ 価格点の算出 (略) ※予定価格の 75/100 を下回る場合は、「入札参加者中で最低の入札価格」は「予定価格の 75/100」として計算する。</p>	<p>第3 第二次審査 3 第二次審査 (2) 事業提案書及び入札書の審査 ウ 価格点の算出 (略) ※予定価格の 75/100 を下回る場合は、「入札参加者中で最低の入札価格」は「予定価格の 75/100」として計算する。<u>なお、得点の上限は、価格点の満点の40点である。</u></p>

P F Iによる京都府府営住宅向日台団地整備事業（第1事業区）事業契約書（案）に係る新旧対照表（令和4年10月14日修正）

修正前	修正後
<p>(工事監理者等) 第27条 (略) 2 工事監理企業は、自己の責任及び費用負担で、既存住宅等の解体撤去<u>工事及び建替住宅等の建設工事</u>のいずれについても、工事監理者をそれぞれ設置し、工事開始日までにその氏名等の必要事項を府へ通知しなければならない。 3～5 (略)</p>	<p>(工事監理者等) 第27条 (略) 2 工事監理企業は、自己の責任及び費用負担で、既存住宅等の解体撤去、<u>建替住宅等の建設及びレッド対応措置等に係る</u>工事のいずれについても、工事監理者をそれぞれ設置し、工事開始日までにその氏名等の必要事項を府へ通知しなければならない。 3～5 (略)</p>
<p>(前金払) 第55条 (略) 2～5 (略) 6 府は、構成企業に対し、本条に基づき前払金を支払ったときは、その支払った金額を前条に基づく各年度末の支払いから控除する。</p>	<p>(前金払) 第55条 (略) 2～5 (略) 6 府は、構成企業に対し、本条に基づき前払金を支払ったときは、その支払った金額を前条に基づく各年度末の支払いから控除する。 <u>7 構成企業は、第1項の前払金を当該前払金に対応する同項の保証契約で保証されている別紙12の第1に定める当該会計年度の府営住宅整備費の各内訳項目に係る業務の実施に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、府営住宅整備業務の実施のための現場管理費及び一般管理費等のうち府営住宅整備業務の実施に要する費用に係る支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額に限る。</u></p>
<p>(契約保証金等) 第71条 (略) (1) 契約保証金の納付 (2) 本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、府が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の<u>補償</u> (3) 本事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券によ</p>	<p>(契約保証金等) 第71条 (略) (1) 契約保証金の納付 (2) 本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、府が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の<u>保証</u> (3) 本事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券によ</p>

<p>る保証 (4) 本事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行 保証保険契約の締結 2～4 (略)</p>	<p>る保証 (4) 本事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行 保証保険契約の締結 2～4 (略)</p>
---	---